第 93 回定時株主総会インターネット開示事項

連結計算書類の連結注記表

計 算 書 類 の 個 別 注 記 表

（平成 28 年　4 月　 1 日　から
平成 29 年　3 月　31 日　まで）

中国電力株式会社

法令および定款第 16 条の規定に基づき，当社ホームページ（http://www.energia.co.jp/ir/irkabushiki/soukai.html）に掲載することにより，株主のみなさまに提供しているものであります。

連　結　注　記　表

平成 28 年　4 月　1 日から
平成 29 年　3 月 31 日まで

（連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等）

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数　18 社

連結子会社は，中電工業㈱，中電プラント㈱，中国計器工業㈱，中国企業㈱，中電環境テクノス㈱，㈱エネルギア・コミュニケーションズ，㈱エネルギア・ビジネスサービス，㈱エネルギア・ソリューション・アンド・サービス，㈱パワー・エンジニアリング・アンド・トレーニングサービス，Chugoku Electric Power Australia Resources Pty.Ltd.，Chugoku Electric Power International Netherlands B.V.，㈱電力サポート中国，中電技術コンサルタント㈱，㈱エネルギア・ロジスティックス，テンパール工業㈱，中国高圧コンクリート工業㈱，㈱アドプレックス，㈱エネルギア介護サービスである。

㈱エネルギア・ライフ＆アクセスは，平成 28 年 4 月 1 日に会社分割により電化・エネルギー事業を分離し，㈱エネルギア・ソリューション・アンド・サービスへ事業統合したほか，㈱電力サポート中国に商号を変更した。

連結の範囲から除外した非連結子会社は，日電工業㈱，中国ベンド㈱，中企サービス㈱，中国レコードマネジメント㈱，福山電気㈱，TEMPEARL INDUSTRIAL（VIETNAM）CO.,LTD.であり，その総資産，売上高，当期純損益及び利益剰余金の規模等からみて，それぞれ連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり，かつ，全体としてもその影響に重要性がない。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した非連結子会社の数　6 社
持分法を適用した関連会社の数　　9 社

持分法を適用した関連会社は，瀬戸内共同火力㈱，㈱福利厚生倶楽部中国，水島エルエヌジー㈱，瀬戸内パワー㈱，大崎クールジェン㈱，㈱中電工，中国電機製造㈱，ハウスプラス中国住宅保証㈱，㈱小月製鋼所である。

持分法を適用していない関連会社（CPC エナジー㈱ 他）は，それぞれ連結純損益及び連結利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり，かつ，全体としてもその影響に重要性がない。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

(ｲ) 有価証券

その他有価証券　　時価のあるもの … 決算期末日の市場価格等に基づく時価法
（評価差額は全部純資産直入法により処理し，売却原価は主として移動平均法により算定している。）
時価のないもの … 主として移動平均法による原価法

(ﾛ) デリバティブ

時価法

(ﾊ) たな卸資産

主として総平均法による原価法（収益性低下による簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

(ｲ) 償却方法

有形固定資産　… 定率法
無形固定資産　… 定額法

(ﾛ) 耐用年数

法人税法に定める耐用年数を基準とした年数

(3) 重要な引当金の計上基準

(ｲ) 貸倒引当金

売掛債権等の貸倒損失に備えるため，一般債権については貸倒実績率により，貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し，回収不能見込額を計上している。

(ﾛ) 渇水準備引当金

渇水による損失に備えるため，「電気事業法等の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 72 号）附則第 16 条第 3 項の規定に基づき，改正前の電気事業法第 36 条の規定により，「渇水準備引当金に関する省令」（経済産業省令）に定める額を計上している。

(ﾊ) 原子力発電工事償却準備引当金

原子力発電所運転開始後の減価償却費負担に備えるため，電気事業法第 27 条の 3 及び同条の 29 の規定により，「原子力発電工事償却準備引当金に関する省令」（経済産業省令）に定める額を計上している。

(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

(ｲ) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用している。

なお，特例処理の要件を満たしている金利スワップ取引については特例処理を，振当処理の要件を満たしている為替予約取引及び通貨スワップ取引については振当処理を採用している。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 … 金利スワップ取引，為替予約取引，商品スワップ取引，通貨スワップ取引

ヘッジ対象 … 当社及び一部の連結子会社の業務から発生する債務

ヘッジ方針

当社及び一部の連結子会社の業務から発生する債権・債務に関わる，市場変動リスクの軽減・回避を目的とし，キャッシュ・フローを固定化，または資産・負債に影響を及ぼす相場変動を相殺するものに限って行うこととしている。

ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計を四半期毎に比較することにより行っている。ただし，特例処理を採用している金利スワップ取引並びに振当処理を採用している為替予約取引及び通貨スワップ取引については，有効性の評価を省略している。

(ﾛ) のれんの償却方法及び償却期間

5年間で均等償却している。ただし，金額に重要性が乏しい場合には，発生した期に一時償却している。

(ﾊ) 借入金利子の資産取得原価算入

電気事業固定資産の建設のために充当した資金の利子については，電気事業会計規則により，資産の取得原価に算入している。

(ﾆ) 特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用計上方法

有形固定資産のうち，特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用計上方法は，「原子力発電施設解体引当金に関する省令」（経済産業省令）の規定に基づき，解体費の総見積額を発電設備の見込運転期間に安全貯蔵予定期間を加えた期間にわたり定額法で電気事業営業費用として費用計上する方法によっている。

なお，特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務は，解体費の総見積額を基準として計上している。

(ﾎ) 原子力廃止関連仮勘定への振替・計上方法及び費用計上方法

エネルギー政策の変更等により原子炉を廃止する場合の会計処理の方法について，「当該原子炉に係る原子力発電設備（廃止措置資産及び資産除去債務相当資産を除く。），当該原子力発電設備に係る建設仮勘定及び当該原子炉に係る核燃料の帳簿価額（処分見込額を除く。）」並びに「当該原子炉の廃止に伴って生ずる使用済燃料の再処理等の実施に要する費用及び当該核燃料の解体に要する費用に相当する額」は，経済産業大臣の承認に係る申請書の提出により，原子力廃止関連仮勘定に振り替え，又は計上したうえで，同承認を受けた日の属する月以降，料金回収に応じて，電気事業営業費用として費用計上する方法によっている。

(ﾍ) 使用済燃料の再処理等の実施に要する費用計上方法

原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に要する費用は，「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律」（平成28年法律第40号，以下「改正法」という。）に基づき，使用済燃料再処理機構（以下「機構」という。）に拠出金を納付することにより原子力事業者の費用負担の責任が果たされ，機構が再処理等を実施することになった。なお，改正法第4条第1項に基づき，原子力発電所の運転に伴い発生する使用済燃料の量に応じて算定した拠出金を電気事業営業費用として費用計上する方法によっている。

また，平成16年度末までに発生した使用済燃料の再処理等の実施に要する費用の見積額のうち，平成17年度の引当金計上基準変更に伴い生じた差異は，「電気事業会計規則等の一部を改正する省令」（平成28年経済産業省令第94号）附則第4条に基づき，改正法の施行日以降，平成31年度までの間，毎期均等の3,306百万円を電気事業営業費用として計上している。

(ﾄ) 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため，当連結会計年度末における見込額に基づき，退職給付債務から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債（年金資産の額が退職給付債務を超える場合には退職給付に係る資産）に計上している。

退職給付債務の算定にあたり，退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については，主として給付算定式基準によっている。

過去勤務費用は，その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として1年）による定額法により費用処理することとしている。

数理計算上の差異は，各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理している。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については，税効果を調整の上，純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上している。

(ﾁ) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は，税抜方式によっている。

(リ) 連結納税制度の適用
連結納税制度を適用している。
(ヌ) 金額単位
記載金額は百万円未満を切り捨てて表示している。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保資産及び担保付債務
(1) 当社
担保資産
総財産を社債及び株式会社日本政策投資銀行借入金の一般担保に供している。
担保付債務

社債	946,955 百万円
(1年以内に償還すべき金額を含む。)	
株式会社日本政策投資銀行借入金	246,027 百万円
(1年以内に返済すべき金額を含む。)	
金融商品に関する会計基準における経過措置を適用した債務履行引受契約により債務の履行を委任した社債	45,000 百万円

(2) 連結子会社
担保資産

その他の固定資産	4,090 百万円

担保付債務

長期借入金	4,200 百万円
(1年以内に返済すべき金額を含む。)	
短期借入金	400 百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 4,264,439 百万円

3. 偶発債務
(1) 保証債務

日本原燃株式会社	62,488 百万円
従業員〔提携住宅ローン〕	31,208 百万円
水島エルエヌジー株式会社	7,826 百万円
エア・ウォーター&エネルギア・パワー山口株式会社	4,214 百万円
水島エコワークス株式会社	4,033 百万円
3B Power Sdn. Bhd.	4,017 百万円
その他	15 百万円
合計額	113,804 百万円

(2) 社債の債務履行引受契約に係る偶発債務
次の社債については, 金融商品に関する会計基準における経過措置を適用した債務履行引受契約を締結し, 債務の履行を委任している。

第357回社債	15,000 百万円
(引受先　株式会社みずほ銀行)	
第376回社債	30,000 百万円
(引受先　株式会社みずほ銀行)	
合計額	45,000 百万円

4. 会社法以外の法令の規定により計上している引当金
渇水準備引当金(「電気事業法等の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 72 号) 附則第 16 条第 3 項及び改正前の電気事業法第 36 条)
原子力発電工事償却準備引当金(電気事業法第 27 条の 3 及び同条の 29)

（連結株主資本等変動計算書に関する注記）

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	371,055,259	－	－	371,055,259

2．自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	8,828,716	17,977,050	19,577	26,786,189

（変動事由）

増加数の主な内訳

取締役会決議に基づく自己株式の取得による増加	17,963,700 株
単元未満株式の買取りによる増加	13,350 株

減少数の主な内訳

持分法適用会社の持分比率減少に伴う自己株式（当社株式）の当社帰属分の減少	17,715 株
単元未満株式の売渡しによる減少	1,862 株

3．剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成28年6月28日定時株主総会	普通株式	9,056百万円	25.00円	平成28年3月31日	平成28年6月29日
平成28年10月31日取締役会	普通株式	9,055百万円	25.00円	平成28年9月30日	平成28年11月30日

（注）配当金の総額は内部取引消去後

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち，配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成29年6月28日開催の定時株主総会において，次の議案を付議する。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成29年6月28日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	8,613百万円	25.00円	平成29年3月31日	平成29年6月29日

（注）配当金の総額は内部取引消去前

（金融商品に関する注記）

1．金融商品の状況に関する事項

当社グループは，電気事業等を行ううえで必要な設備投資資金・運転資金を，主に社債，長期借入金，短期借入金及びコマーシャル・ペーパーにより調達している。資金運用については安全性の高い金融資産で運用することとしている。

デリバティブ取引は，当社グループの業務から発生する債権・債務（実需取引）のみを対象とすることとし，投機目的の取引は行わない。

長期投資（その他有価証券）は，主に業務上の関係を有する企業の株式であり，定期的に株式の時価や出資先の財務状況等を把握している。

受取手形及び売掛金は，顧客の信用リスクに晒されている。当該リスクに関しては，電気供給約款等に基づき，顧客ごとに期日管理及び残高管理を行っている。

短期投資（満期保有目的の債券）は，譲渡性預金であり，銀行の信用リスクに晒されている。

有利子負債残高の多くは，固定金利で調達した長期資金（社債，長期借入金）であり，市場金利の変動による業績への影響は限定的である。

支払手形及び買掛金は，そのほとんどが1年以内の支払期日である。

デリバティブ取引は，市場変動リスクの軽減・回避を目的に，金利スワップ取引，為替予約取引，商品スワップ取引及び通貨スワップ取引を利用している。取引の実施に当たっては，執行箇所から独立した管理箇所を設置し，実施決定権限，執行・報告・管理方法等を定めた社内規程に従って，取引を適切に管理している。

2．金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日における連結貸借対照表計上額，時価及びこれらの差額については，次のとおりである。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
資産			
(1) 長期投資			
その他有価証券	34,187	34,187	－
(2) 現金及び預金	65,233	65,233	－
(3) 受取手形及び売掛金	106,610	106,610	－
(4) 短期投資			
満期保有目的の債券	65,000	65,000	－
負債			
(5) 社債	946,955	972,251	25,295
(6) 長期借入金	1,012,882	1,041,156	28,274
(7) 短期借入金	69,245	69,245	－
(8) 支払手形及び買掛金	57,818	57,818	－
(9) デリバティブ取引	(344)	(344)	－

（注1）金融商品の時価の算定方法

(1) 長期投資（その他有価証券）

取引所の価格によっている。

(2) 現金及び預金，(3) 受取手形及び売掛金，並びに (4) 短期投資（満期保有目的の債券）

短期間で決済されるため，時価は帳簿価額に近似していることから，当該帳簿価額によっている。

(5) 社債

市場価格があるものは市場価格に基づき，市場価格のないものは，元利金合計額を同様の社債発行において想定される利率で割り引いて現在価値を算定，または取引金融機関等から提示された価格によっている。

(6) 長期借入金

固定金利によるものは，元利金合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定している。変動金利によるものは，短期間で市場金利を反映し，また，当社グループの信用状態は実行後大きく異なっていないことから，時価は帳簿価額と近似していると考えられるため，当該帳簿価額によっている。

(7) 短期借入金，及び (8) 支払手形及び買掛金

短期間で決済されるため，時価は帳簿価額に近似していることから，当該帳簿価額によっている。

(9) デリバティブ取引

取引先金融機関から提示された価格等によっている。

金利スワップの特例処理によるものは，ヘッジ対象と一体として処理されているため，その時価は，当該ヘッジ対象の時価に含めて記載している。

（注2）非上場株式等の有価証券（連結貸借対照表計上額38,865百万円）は，市場価格がなく，かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず，時価を把握することが極めて困難と認められるため，「(1) 長期投資（その他有価証券）」には含めていない。

（注3）社債・長期借入金については，1年以内に返済予定のものを含めている。

（注4）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており，合計で正味の債務となる場合は（ ）で示している。

（1株当たり情報に関する注記）

1株当たり純資産額　　1,677円09銭

1株当たり当期純利益　　31円84銭

（その他の注記）

電気事業会計規則の改正

電気事業会計規則が改正されたため，改正後の電気事業会計規則により連結貸借対照表，連結損益計算書，連結株主資本等変動計算書及び連結注記表を作成している。

なお，平成 28 年 10 月 1 日に「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 40 号，以下「改正法」という。）及び「電気事業会計規則等の一部を改正する省令」（平成 28 年経済産業省令第 94 号，以下「改正省令」という。）が施行され，電気事業会計規則が改正された。

改正法の施行日以降，原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に要する費用は，運転に伴い発生する使用済燃料の量に応じた金額を拠出金として使用済燃料再処理機構（以下「機構」という。）に納付することにより原子力事業者の費用負担の責任が果たされ，機構が再処理等を実施することになった。

また，使用済燃料の再処理等の実施に要する費用は，原子力発電所の運転に伴い発生する使用済燃料の量に応じて算定した現価相当額を引当計上していたが，改正法第 4 条第 1 項に規定する拠出金を電気事業営業費用として計上することになった。

これに伴い，改正省令附則第 3 条の規定により使用済燃料再処理等積立金 39,705 百万円及び使用済燃料再処理等引当金 49,937 百万円を取崩し，その差額をその他の固定負債等へ振り替え，同附則第 6 条に基づき使用済燃料再処理等準備引当金 7,916 百万円を 1 年以内に期限到来の固定負債へ振り替えた。なお，改正法附則第 7 条第 1 項に基づき経済産業大臣の通知を受け，1 年以内に期限到来の固定負債に計上した金額は，当連結会計年度に一括して機構に納付している。

また，平成 16 年度末までに発生した使用済燃料の再処理等の実施に要する費用の見積額のうち，平成 17 年度の引当金計上基準変更に伴い生じた差異は，改正省令附則第 4 条に基づき改正法の施行日以降，平成 31 年度までの間，毎期均等の 3,306 百万円を電気事業営業費用として計上している。

なお，改正法施行前における使用済燃料の量に応じて算定した現価相当額に係る見積差異の前連結会計年度末残高 33,311 百万円については，改正法施行により認識しない。

個　別　注　記　表

平成 28 年　4 月　1 日から
平成 29 年　3 月 31 日まで

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1．資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式 … 移動平均法による原価法

その他有価証券　時価のあるもの

… 決算期末日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し，売却原価は移動平均法により算定している。）

時価のないもの

… 移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準 … 原価法（収益性低下による簿価切下げの方法）

評価方法　貯蔵品のうち石炭，燃料油，ガス及び一般貯蔵品 … 総平均法

特殊品 … 個別法

2．固定資産の減価償却の方法

償却方法

有形固定資産 … 定率法

無形固定資産 … 定額法

耐用年数

法人税法に定める耐用年数を基準とした年数

3．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売掛債権等の貸倒損失に備えるため，一般債権については貸倒実績率により，貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し，回収不能見込額を計上している。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため，当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。

退職給付債務の算定にあたり，退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については，給付算定式基準によっている。

過去勤務費用は，その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（1 年）による定額法により費用処理することとしている。

数理計算上の差異は，各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5 年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理している。

(3) 渇水準備引当金

渇水による損失に備えるため，「電気事業法等の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 72 号）附則第 16 条第 3 項の規定に基づき，改正前の電気事業法第 36 条の規定により，「渇水準備引当金に関する省令」（経済産業省令）に定める額を計上している。

(4) 原子力発電工事償却準備引当金

原子力発電所運転開始後の減価償却費負担に備えるため，電気事業法第 27 条の 3 及び同条の 29 の規定により，「原子力発電工事償却準備引当金に関する省令」（経済産業省令）に定める額を計上している。

4．その他貸借対照表等の作成のための基本となる重要な事項

(1) 繰延資産の処理方法

社債発行費は支出時に費用としている。

(2) ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用している。

なお，特例処理の要件を満たしている金利スワップ取引については特例処理を，振当処理の要件を満たしている為替予約取引及び通貨スワップ取引については振当処理を採用している。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ取引，為替予約取引，商品スワップ取引，通貨スワップ取引

ヘッジ対象…当社業務から発生する債務

ヘッジ方針

当社業務から発生する債権・債務に関わる，市場変動リスクの軽減・回避を目的とし，キャッシュ・フローを固定化，または資産・負債に影響を及ぼす相場変動を相殺するものに限って行うこととしている。

ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計を四半期毎に比較することにより行っている。ただし，特例処理を採用している金利スワップ取引並びに振当処理を採用している為替予約取引及び通貨スワップ取引については，有効性の評価を省略している。

(3) 借入金利子の資産取得原価算入

電気事業固定資産の建設のために充当した資金の利子については，電気事業会計規則により，資産の取得原価に算入している。

(4) 特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用計上方法

有形固定資産のうち，特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用計上方法は，「原子力発電施設解体引当金に関する省令」（経済産業省令）の規定に基づき，解体費の総見積額を発電設備の見込運転期間に安全貯蔵予定期間を加えた期間にわたり定額法で原子力発電施設解体費として費用計上する方法によっている。

なお，特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務は，解体費の総見積額を基準として計上している。

(5) 原子力廃止関連仮勘定への振替・計上方法及び費用計上方法

エネルギー政策の変更等により原子炉を廃止する場合の会計処理の方法について,「当該原子炉に係る原子力発電設備（廃止措置資産及び資産除去債務相当資産を除く。），当該原子力発電設備に係る建設仮勘定及び当該原子炉に係る核燃料の帳簿価額（処分見込額を除く。）」並びに「当該原子炉の廃止に伴って生ずる使用済燃料の再処理等の実施に要する費用及び当該核燃料の解体に要する費用に相当する額」は，経済産業大臣の承認に係る申請書の提出により，原子力廃止関連仮勘定に振り替え，又は計上したうえで，同承認を受けた日の属する月以降，料金回収に応じて，原子力廃止関連仮勘定償却費として費用計上する方法によっている。

(6) 使用済燃料の再処理等の実施に要する費用計上方法

原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に要する費用は,「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 40 号，以下「改正法」という。）に基づき，使用済燃料再処理機構（以下「機構」という。）に拠出金を納付することにより原子力事業者の費用負担の責任が果たされ，機構が再処理等を実施することになった。なお，改正法第 4 条第 1 項に基づき，原子力発電所の運転に伴い発生する使用済燃料の量に応じて算定した拠出金を使用済燃料再処理等拠出金費として費用計上する方法によっている。

また，平成 16 年度末までに発生した使用済燃料の再処理等の実施に要する費用の見積額のうち，平成 17 年度の引当金計上基準変更に伴い生じた差異は,「電気事業会計規則等の一部を改正する省令」（平成 28 年経済産業省令第 94 号）附則第 4 条に基づき，改正法の施行日以降，平成 31 年度までの間，毎期均等の 3,306 百万円を使用済燃料再処理等拠出金費として計上している。

(7) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は，税抜方式によっている。

(8) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用している。

(9) 金額単位

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示している。

（貸借対照表に関する注記）

1．担保権を設定している資産及び担保付債務

総財産を社債及び株式会社日本政策投資銀行借入金の一般担保に供している。

社債	946,955 百万円
（1年以内に償還すべき金額を含む。）	
株式会社日本政策投資銀行借入金	246,027 百万円
（1年以内に返済すべき金額を含む。）	
金融商品に関する会計基準における経過措置を適用した債務履行引受契約により債務の履行を委任した社債	45,000 百万円

2．有形固定資産の減価償却累計額　4,181,142 百万円

3．偶発債務

(1) 社債，借入金及びコマーシャル・ペーパー等に対する保証債務

日本原燃株式会社	62,488 百万円
従業員〔提携住宅ローン〕	31,208 百万円
株式会社エネルギア・ビジネスサービス	21,741 百万円
Chugoku Electric Power Australia Resources Pty.Ltd.	12,852 百万円
水島エルエヌジー株式会社	7,826 百万円
エア・ウォーター&エネルギア・パワー山口株式会社	4,214 百万円
水島エコワークス株式会社	4,033 百万円
3B Power Sdn.Bhd.	4,017 百万円
合計額	148,382 百万円

(2) 社債の債務履行引受契約に係る偶発債務

次の社債については，金融商品に関する会計基準における経過措置を適用した債務履行引受契約を締結し，債務の履行を委任している。

第357回社債	15,000 百万円
（引受先　株式会社みずほ銀行）	
第376回社債	30,000 百万円
（引受先　株式会社みずほ銀行）	
合計額	45,000 百万円

4．関係会社に対する金銭債権・債務

関係会社に対する長期金銭債権	2,981 百万円
関係会社に対する短期金銭債権	7,972 百万円
関係会社に対する長期金銭債務	12,280 百万円
関係会社に対する短期金銭債務	45,296 百万円

5．損益計算書に記載されている附帯事業に係る固定資産の金額

ＬＮＧ供給事業

専用固定資産	121 百万円
他事業との共用固定資産の配賦額	2,375 百万円
合計額	2,496 百万円

6．会社法以外の法令の規定により計上している引当金

渇水準備引当金（「電気事業法等の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 72 号）附則第 16 条第 3 項及び改正前の電気事業法第 36 条）

原子力発電工事償却準備引当金（電気事業法第 27 条の 3 及び同条の 29）

（損益計算書に関する注記）

関係会社との取引高

営業取引高　　費用　113,118 百万円，　収益　39,966 百万円

営業取引以外の取引高　5,036 百万円

（株主資本等変動計算書に関する注記）

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	8,547,616	17,977,050	1,862	26,522,804

（変動事由）

増加数の主な内訳

取締役会決議に基づく自己株式の取得による増加　17,963,700 株

単元未満株式の買取りによる増加　13,350 株

減少数の主な内訳

単元未満株式の売渡しによる減少　1,862 株

（税効果会計に関する注記）

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（繰延税金資産）	
原子力発電工事償却準備引当金	22,465 百万円
減価償却資産償却超過額	20,324 百万円
資産除去債務	12,274 百万円
退職給付引当金	5,436 百万円
修繕等工事費用	2,986 百万円
その他	16,245 百万円
繰延税金資産小計	79,733 百万円
評価性引当額	△ 10,804 百万円
繰延税金資産合計	68,928 百万円
（繰延税金負債）	
その他有価証券評価差額金	△ 4,333 百万円
原子力廃止関連仮勘定	△ 2,492 百万円
その他	△ 295 百万円
繰延税金負債合計	△ 7,121 百万円
繰延税金資産の純額	61,806 百万円

（関連当事者との取引に関する注記）

子会社等　　（単位：百万円）

種　類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科　目	期末残高
関連会社	株式会社中電工	所有 直接 39.1% 間接 0.2%	電気・電気通信工事の委託等 役員の兼任	有価証券の売却（注） 売却代金 売却益	4,955 4,699	―	―

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）株式会社中電工による自己株式の公開買付けへ応募のうえ売却したものであり，その売却価格は，一定期間の市場価格の単純平均値から 9%ディスカウントした価格である。

（1 株当たり情報に関する注記）

1 株当たり純資産額	1,215 円 50 銭
1 株当たり当期純利益	41 円 15 銭

（その他の注記）

電気事業会計規則の改正

電気事業会計規則が改正されたため，改正後の電気事業会計規則により貸借対照表，損益計算書，株主資本等変動計算書，個別注記表及び計算書類の附属明細書を作成している。

なお，平成 28 年 10 月 1 日に「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 40 号，以下「改正法」という。）及び「電気事業会計規則等の一部を改正する省令」（平成 28 年経済産業省令第 94 号，以下「改正省令」という。）が施行され，電気事業会計規則が改正された。

改正法の施行日以降，原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に要する費用は，運転に伴い発生する使用済燃料の量に応じた金額を拠出金として使用済燃料再処理機構（以下「機構」という。）に納付することにより原子力事業者の費用負担の責任が果たされ，機構が再処理等を実施することになった。

また，使用済燃料の再処理等の実施に要する費用は，原子力発電所の運転に伴い発生する使用済燃料の量に応じて算定した現価相当額を引当計上していたが，改正法第 4 条第 1 項に規定する拠出金を使用済燃料再処理等拠出金費として計上することになった。

これに伴い，改正省令附則第 3 条の規定により使用済燃料再処理等積立金 39,705 百万円及び使用済燃料再処理等引当金 49,937 百万円を取崩し，その差額を雑固定負債等へ振り替え，同附則第 6 条に基づき使用済燃料再処理等準備引当金 7,916 百万円を 1 年以内に期限到来の固定負債へ振り替えた。なお，改正法附則第 7 条第 1 項に基づき経済産業大臣の通知を受け，1 年以内に期限到来の固定負債に計上した金額は，当事業年度に一括して機構に納付している。

また，平成 16 年度末までに発生した使用済燃料の再処理等の実施に要する費用の見積額のうち，平成 17 年度の引当金計上基準変更に伴い生じた差異は，改正省令附則第 4 条に基づき改正法の施行日以降，平成 31 年度までの間，毎期均等の 3,306 百万円を使用済燃料再処理等拠出金費として計上している。

なお，改正法施行前における使用済燃料の量に応じて算定した現価相当額に係る見積差異の前事業年度末残高 33,311 百万円については，改正法施行により認識しない。